

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

小規模建築物を対象とした医療福祉施設、宿泊施設、集客施設等を所管する
関係部局との連携について

建築基準法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 67 号)等が明日施行されることに伴い、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について(情報提供)」(令和元年6月 24 日付け消防消第 81 号、消防予第 56 号)(別添1参照)により、留意すべき事項について周知したところです。

今回の改正により、改正後の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第6条第1項第1号の規定に基づき建築確認の対象となる建築物の床面積の合計については、100 m²を超えるものから 200 m²を超えるものに改められます。これに伴い、200 m²以下の建築物の用途を法第6条第1項第1号の特殊建築物のいずれかへ変更する場合(類似の用途相互間におけるものを除く。)、法第 87 条第1項の規定による法第6条の規定の準用を受けなくなることから、用途変更時の建築確認が不要となります。一方で、建築確認やそれに伴う消防同意が不要となる延べ面積が 100 m²を超え 200 m²以下の特殊建築物(以下「小規模建築物」という。)の関係者が、建築基準法令及び消防法令を遵守しなければならないことについては、従前から変わりありません。

この建築確認が不要となる小規模建築物の用途変更等に係る留意事項については、「小規模建築物を対象とした医療・福祉施設、宿泊施設、集客施設等を所管する関係部局との連携について」(令和元年6月 24 日付け国住指第 661 号)(別添2参照)のとおり通知されており、建築部局から別添3の各用途に供する建築物を所管する部局に対し、許認可等にあたり、小規模建築物に関する情報を把握した場合には、建築部局及び消防部局に可能な限り速やかな情報共有を依頼することとされております。

貴職におかれては、関係部局の連携の動向に十分留意されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係
鈴木違反処理対策官、坂本係長、岡崎総務事務官
TEL 03-5253-7523 / FAX 03-5253-7533

消 防 消 第 81 号
消 防 予 第 56 号
令 和 元 年 6 月 24 日

各都道府県消防防災主幹部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長
消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（情報提供）

今般、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）のうち公布後未施行部分、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第 30 号）、建築基準法の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和元年国土交通省令第 15 号）及び関連する告示が令和元年 6 月 25 日から施行されることに伴い、その運用に係る細目及び運用方針について、国土交通省から各都道府県建築行政主務部長宛に、別紙のとおり通知されていますので、情報提供いたします。

貴職におかれては、この通知に記載されている事項について十分留意されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

消防庁予防課

塩谷、田中

電話:03-5253-7523

FAX:03-5253-7533

消防庁消防・救急課

喜多、本田

電話:03-5253-7522

FAX:03-5253-7532

国住指第 661 号
令和元年 6 月 24 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

小規模建築物を対象とした医療・福祉施設、宿泊施設、集客施設等を所管する関係部局との
連携について

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行に伴い、改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項第一号に規定する建築確認の対象となる床面積の合計については、100 平方メートルを超えるものから 200 平方メートルを超えるものに改められたところです。これに伴い、法第 6 条第 1 項第一号の特殊建築物のいずれかへ用途を変更する場合（類似の用途相互間におけるものを除く。）については、法第 87 条第 1 項の規定により法第 6 条の規定が準用され、確認申請が必要とされていることから、当該用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以下の特殊建築物への用途変更時については、確認申請が不要となります。

また、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第 30 号）により法第 12 条第 1 項の定期報告の対象を定めた建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 16 条第 2 項において準用する令第 14 条の 2 を改正し、法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、階数 3 以上でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のものを追加しています。

こうした今般の改正を踏まえ、別添 1 の各用途に供する建築物（医療・福祉施設、宿泊施設、集客施設等）のうちその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下の建築物に係る適切な維持管理、防火安全対策の取組みを実施する上での留意点を下記のとおりとりまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、消防部局に加え、医療部局、福祉部局、保健部局をはじめ各都道府県の関係部局（支部局を含む）を通じて、別添 1 の各用途に供する建築物にかかる法令を所管する管下の市区町村担当部局にも依頼し、貴職及び管内特定行政庁との情報連携を実施していただくとともに、管内の特定行政庁に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、総務省消防庁予防課から各都道府県消防防災主管部長等あてに、別添 2 「小規模建築物を対象とした医療福祉施設、宿泊施設を所管する関係部局との連携について」（令和元年 6 月 24 日付け消防予第 58 号）のとおり通知されていることを申し添えます。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言

であることを申し添えます。

記

1. 関係部局間における連絡体制の整備等

- ①各特定行政庁の建築主務部局（以下「建築部局」という。）においては、消防部局とも連携し、別添1の各用途に供する建築物を所管する部局に連絡し連絡体制を整備すること。
- ②建築部局においては、必要に応じて連絡会議を開催すること等を通じて、関係部局に対して改正法令の内容を丁寧に説明すること。

2. 関係部局間における情報共有の推進

- ①建築部局においては、特に用途変更後の建築物が建築基準法令及び関係法令等に違反した状態とならないよう、別添1の各用途に供する建築物を所管する部局に対して、許認可等にあたり、当該建築物のうちその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の建築物（以下「小規模建築物」という。）に関する情報を把握した場合には、可能な限り速やかな情報共有を依頼すること。なお、本情報共有は、消防部局及び建築部局に対してなされることから、消防部局とも連携した対応を図られたい。
- ②建築部局が提供を受ける情報は、関係部局間で調整し、必要最小限の内容とすることが望ましい。

（共有する情報の例）施設名称、施設の用途、施設の所在地

- ③小規模建築物の所有者・管理者等からの問合せには、建築部局において積極的に対応すること。
- ④建築部局においては、小規模建築物の情報を得た場合には、当該情報を適切に管理し、今後の指導等に有効に活用すること。

3. 定期報告制度等の有効活用

- ①別添1の各用途に供する建築物のうち階数3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の建築物（以下「特定小規模建築物」という。）については、法第12条第1項の規定に基づき、定期報告の対象として指定されたい。
- ②空き家を福祉施設へ用途変更した場合など、非特定小規模建築物から特定小規模建築物に該当するに至った場合には、建築部局は当該特定小規模建築物（上記①に該当するものを除く。）の所有者等に対して、3年程度を目途に、適切に維持保全が行われていることを確かめるため、必要に応じて法第12条第5項に基づき報告を求めること。
- ③建築部局は、定期報告等の結果を踏まえて違反のおそれがあると認められる場合には、必要な指導等を行うこと。

4. その他

建築部局と関係部局間の情報連携については、これまでも違反是正や防火安全対策の必要性等を鑑みて、国土交通省をはじめ関係省庁から累次の通知等が発出されてきたところであり、関係

部局間で既に一定の連携体制、情報連携が確立されていることから、今回の取扱いにあたっては従前のおり有効にご活用いただきますようお願いいたします。

また、小規模建築物の用途変更時の確認申請や消防同意は不要となるものの、建築基準法令及び消防法令を遵守することは従前から変わりがないことに留意していただくとともに、必要に応じて、関係事業者に対して、管轄の建築部局や消防部局に事前に相談されることを勧めるようお願いいたします。

以上

医療・福祉施設等の用途

病院、有床診療所、助産所	
ホテル、旅館、下宿	
介護老人保健施設	
児童福祉施設	助産施設
	乳児院
	母子生活支援施設
	保育所
	幼保連携型認定こども園
	児童厚生施設
	児童養護施設
	障害児入所施設
	児童発達支援センター
	児童自立支援施設
	児童家庭支援センター
	児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）
身体障害者社会参加施設 （補装具製作施設及び視聴覚障害者 情報提供施設を除く。）	身体障害者福祉センター
	盲導犬訓練施設
保護施設（医療保護施設を除く。）	救護施設、更正施設、授産施設、宿所提供施設
婦人保護施設	
老人福祉施設	老人デイサービスセンター
	老人短期入所施設
	老人福祉センター
	老人介護支援センター
	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
有料老人ホーム	
サービス付き高齢者向け住宅	
小規模多機能型居宅介護事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	
母子保護施設	
障害者支援施設	

地域活動支援センター	
福祉ホーム	
障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設	
寄宿舎（グループホーム）	認知症対応型グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
	障害福祉サービス事業（共同生活援助）の用に供する施設
劇場、映画館、演芸場、観覧場	
公衆浴場	